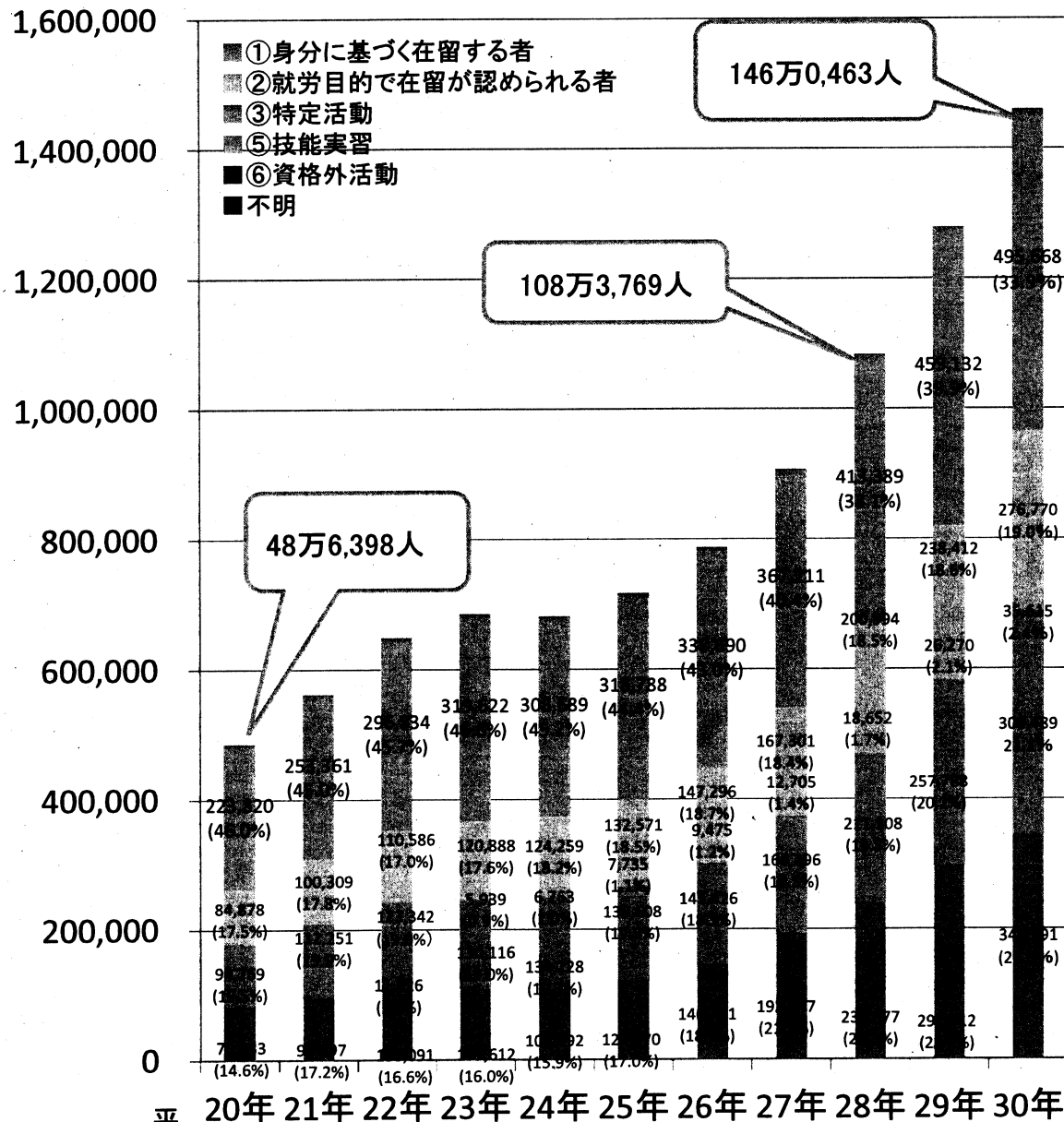


制度の意義に関する事項（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針）

本制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っても、なお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくために新しい在留資格を創設したものであり、平成31年4月1日から施行。

外国人労働者数の内訳



厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

①身分に基づき在留する者 約49.6万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約27.7万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約3.6万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④就労を目的とした新たな在留資格(「特定技能」)
 ・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるもの。
 ・受入れ対象分野については、真に必要な分野に限定する。
 ・在留期間の上限は、通算で5年とする。

⑤技能実習 約30.8万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑥資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

在留資格一覽表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から

（注２）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

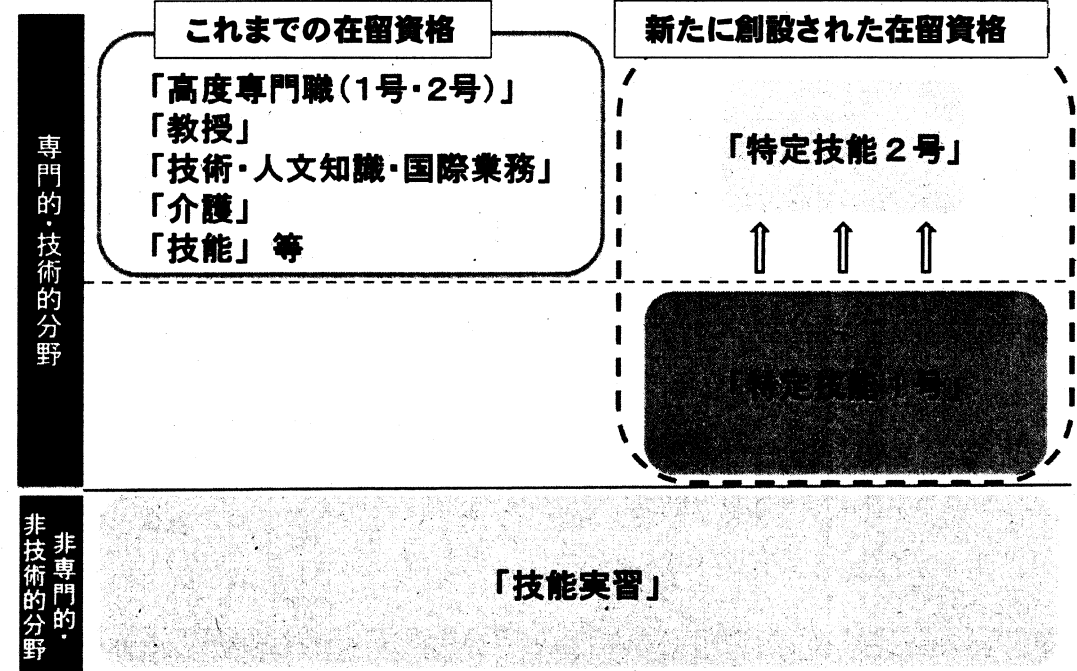
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，通算で上限 5 年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



分野別方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項		
		受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上(上記に 加えて)介護 日本語評価 試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、 排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリ エーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリー ニング	37,000人	ビルクリー ニング分野 特定技能1 号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受け ていること
経 産 省	素形材 産業	21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム 陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械 製造業	5,250人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・工業包装 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 〔18試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子 情報 関連産業	4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

分野別方針について(14分野)

国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 等	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ／表装 〔11試験区分〕	直接	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野 特定技能 1号試験等	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	7,000人	自動車整備 分野特定技 能評価試験 等	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	特定技能評 価試験(航空 分野:空港グ ランドハンド リング、航空 機整備)	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

分野別方針について(14分野)

農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食物品製造業	34,000人	飲食物品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・飲食物品製造業全般(飲食物品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) 〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人

技能実習と特定技能の制度比較（概要）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

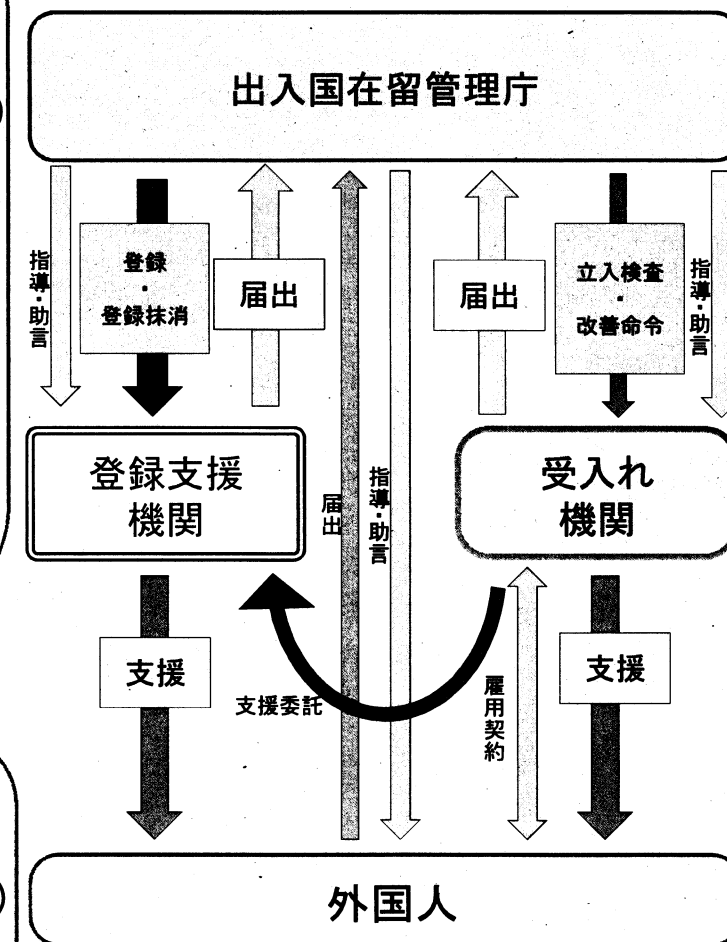
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

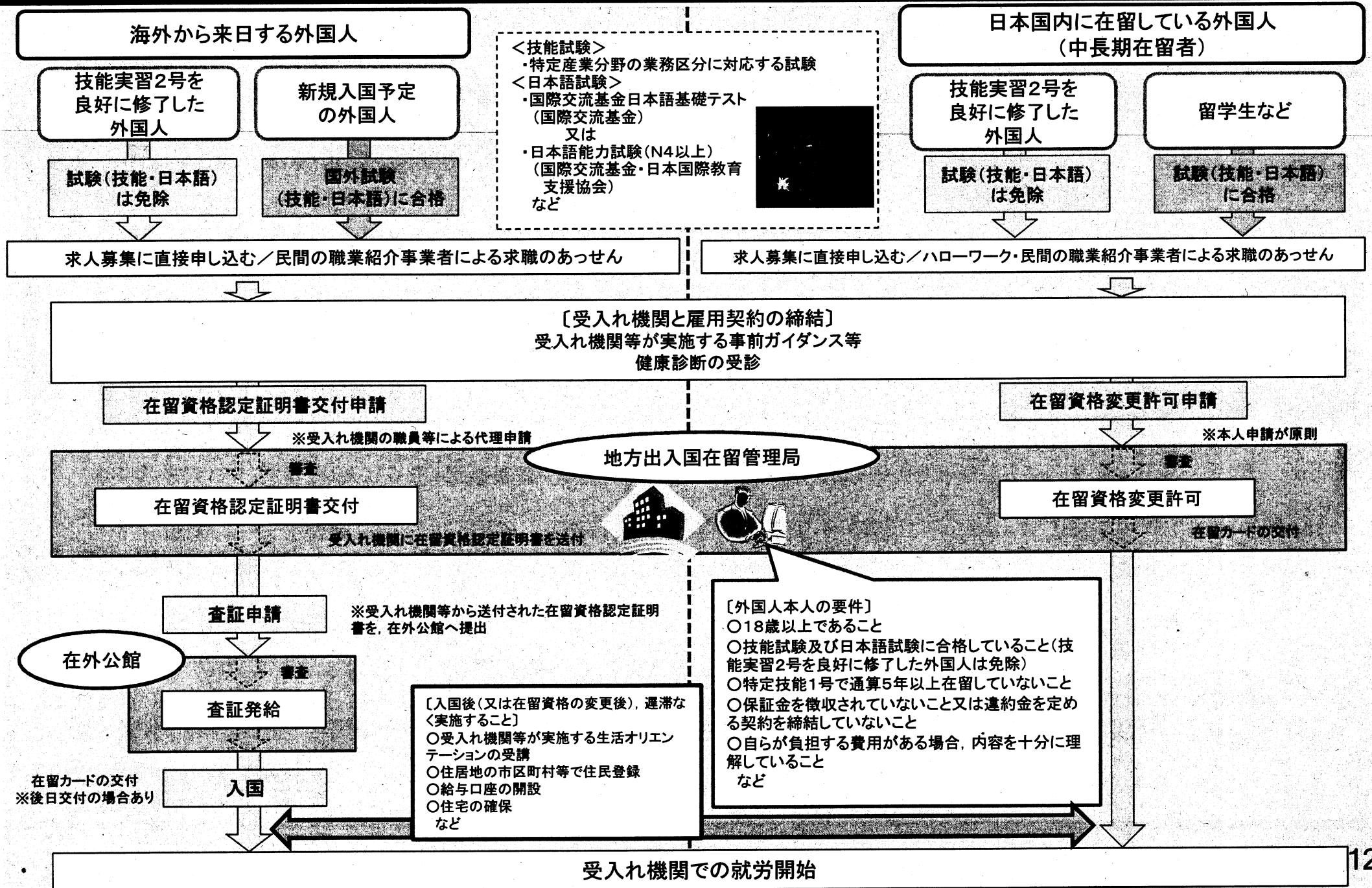
- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(14ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(15ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

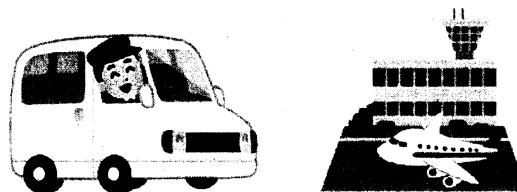
①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



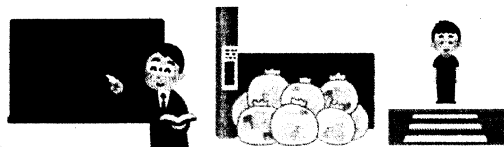
③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



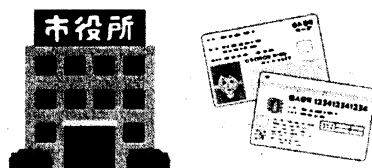
④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



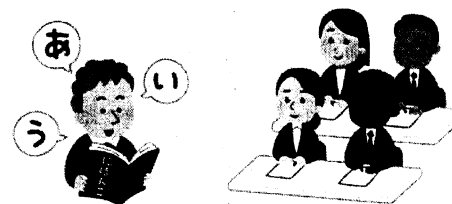
⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

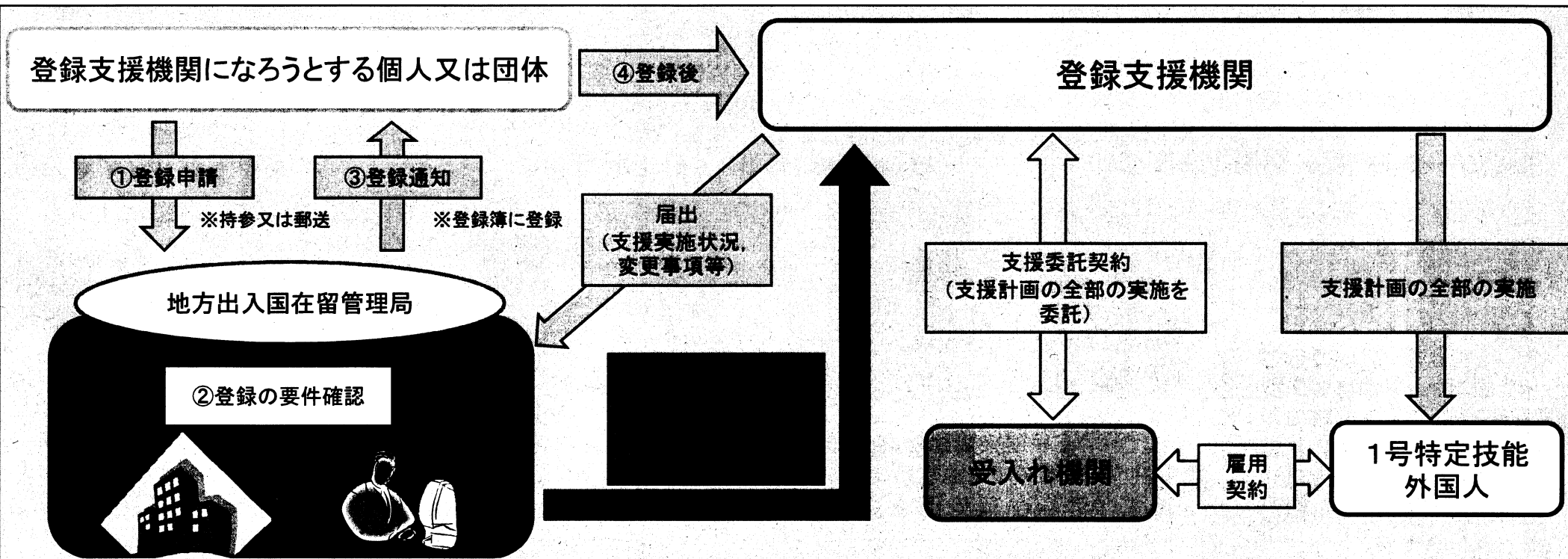
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関とは



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円, 登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

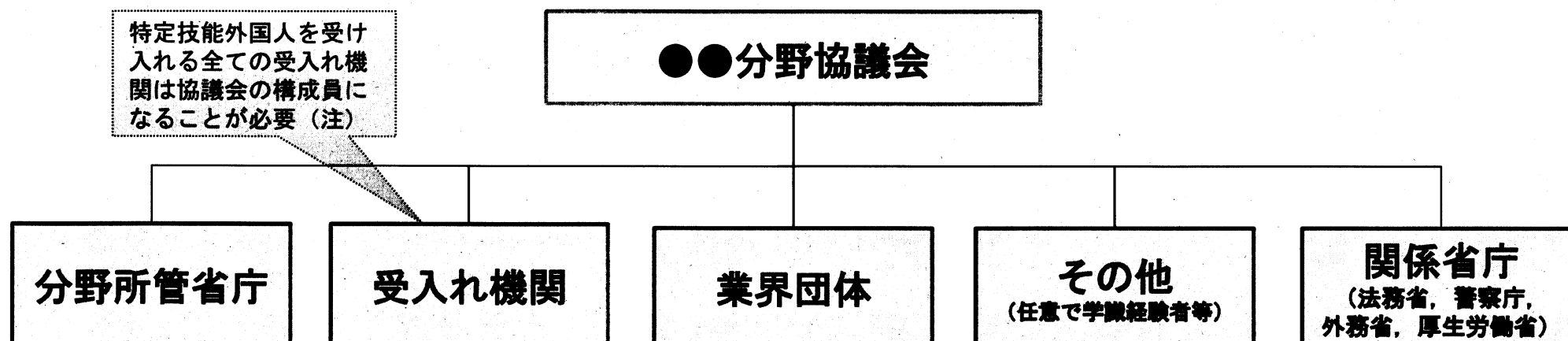
- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出
①第1四半期：1月1日から3月31日まで
②第2四半期：4月1日から6月30日まで
③第3四半期：7月1日から9月30日まで
④第4四半期：10月1日から12月31日まで

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

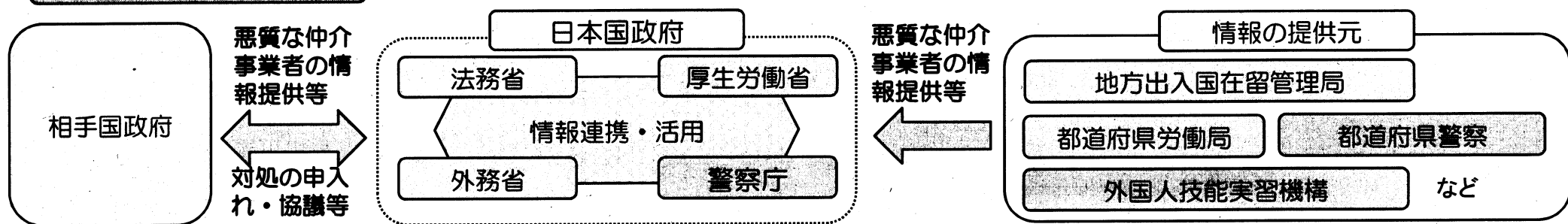
総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（11か国）

（令和元年12月末現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国）

フィリピン（3／19）、カンボジア（3／25）、**ネパール**（3／25）、**ミャンマー**（3／28）、**モンゴル**（4／17）
スリランカ（6／19）、**インドネシア**（6／25）、**ベトナム**（7／1文書交換）、**バングラデシュ**（8／27）
ウズベキスタン（12／17）、**パキスタン**（12／23）

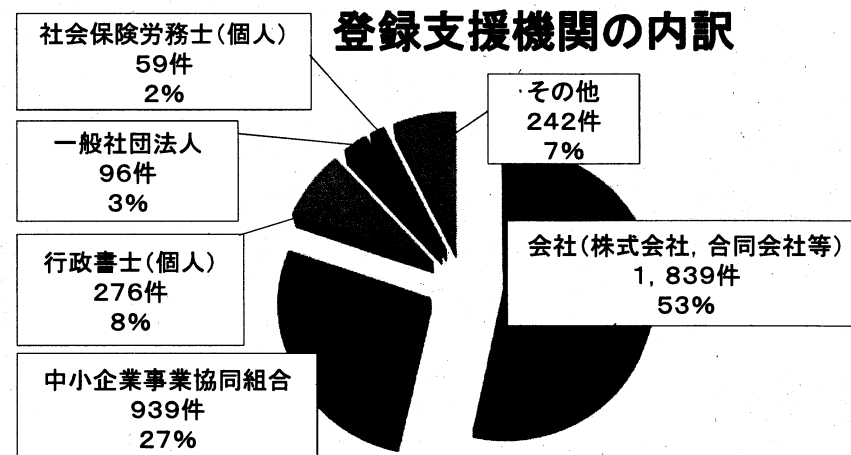
特定技能制度運用状況①



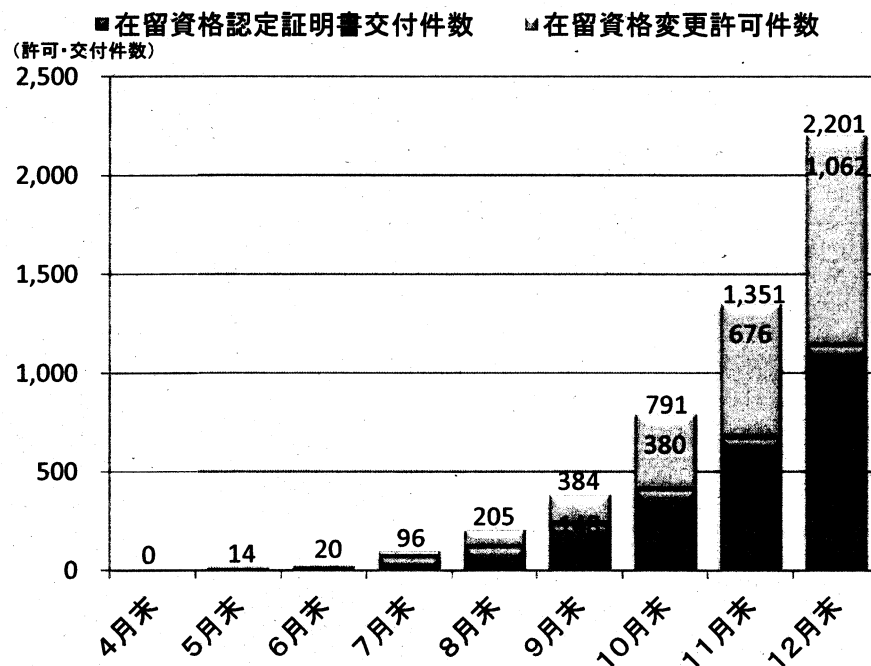
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

特定技能外国人の許可状況等について(令和元年12月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	1, 139件
② 在留資格変更許可	許可	1, 062件
③ 登録支援機関登録	登録	3, 451件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可	857件 (未交付含む)

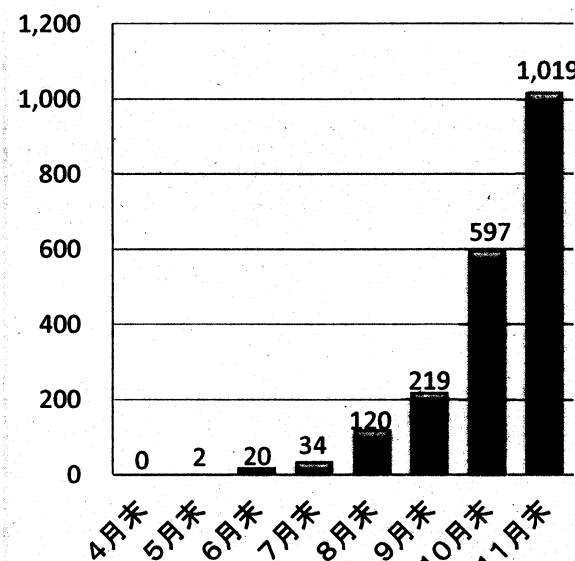


許可件数等の内訳



特定技能在留外国人数(令和元年11月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 1, 019人



分野	人数
介護	19人
ビルクリーニング	12人
素形材産業	143人
産業機械製造業	151人
電気・電子情報関連産業	31人
建設	59人
造船・船用工業	32人
自動車整備	8人
航空	0人
宿泊	13人
農業	169人
漁業	8人
飲食料品製造業	303人
外食業	71人

特定技能制度運用状況②



特定技能試験等の実施状況について(令和元年12月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)
介護	(フィリピン) 2019年4月～12月 (カンボジア) 2019年9月～12月 (インドネシア) 2019年10月～12月 (ネパール) 2019年10月～12月 (モンゴル) 2019年11月、12月 (日本国内) 2019年10月～12月	(技能試験) 2,634人(注2) (日本語試験) 2,612人(注2)	(技能試験) 1,254人(注2) (日本語試験) 1,285人(注2)	(フィリピン) 2020年1月 (カンボジア) 2020年1月 (インドネシア) 2020年1月 (ネパール) 2020年1月
ビルクリーニング	(ミャンマー) 2019年12月 (日本国内) 2019年11月、12月	472人	317人	—
素形材産業(注3) 産業機械製造業(注3) 電気・電子情報関連産業(注3)	—	—	—	(インドネシア) 2020年1月
造船・船用工業(注3)	(フィリピン) 2019年11月	(注2)	(注2)	—
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月	12人	12人	(フィリピン) 2020年1月～3月
航空(注3)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月	227人	128人	(日本国内) 2020年2月
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月、10月	1,280人	728人	(日本国内) 2020年1月
農業(注3)	(フィリピン) 2019年10月～12月	9人(注2)	9人(注2)	(フィリピン) 2020年1月～3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月
漁業(注3)	—	—	—	(インドネシア) 2020年1月
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月、12月 (日本国内) 2019年10月	626人(注2)	433人(注2)	(フィリピン) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2020年2月
外食業	(フィリピン) 2019年11月、12月 (日本国内) 2019年4月、6月、9月、11月	4,717人(注2)	2,966人(注2)	(フィリピン) 2020年1月～3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2020年2月
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月、8月～11月 (カンボジア) 2019年10月 (インドネシア) 2019年10月、11月 (ネパール) 2019年10月、11月 (モンゴル) 2019年11月	2,279人	779人	(フィリピン) 2020年1月 (カンボジア) 2020年1月 (インドネシア) 2020年1月 (ネパール) 2020年1月

(注1) 2020年1月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 11月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、造船・船用工業、農業、飲食料品製造業、外食業の受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

(注3) 業務区分によって試験実施状況が異なる。